

(25) 段級制規程

(総則)

- 第1条 この規程は、公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）定款第33条に基づき専門委員会組織規程第1条第6号の専門委員会として段級の審査施行について定める。
- 2 本会で公認する段級は15段階とし、10段を最高位とし以下初段までの10段階と1級より5級までの5段階とする。
 - 3 本会は上記の外に名誉段位を設けることができ、その段階は初段より10段までとする。名誉段位は実技の成績に関わりなく卓球競技の普及、発展に顕著な功績のあった者に対し表彰及び感謝の意をもって贈られるべきものとする。
 - 4 本会は上記の外に参考段級基準を公表することができる。この基準はこれによって新たな段級を公認する手続きは踏まないが、底辺の普及活動にあつて、公認段級以前の段階の愛好者に対して組織者が有効な刺激策の一手段として活用できるよう考慮したものである。この参考段級基準は10段階とする。これに対する名称は本会としては特に発表せず各末端組織者の判断に委せるものとする。

(資格)

- 第2条 段位を受審するものは本会登録会員であること。
- 2 3級から1級までを受審するものは本会登録会員であること。
 - 3 5級から4級までを受審するものは本会登録会員でなくてもよい。

(審査および認定方法)

- 第3条 4段から10段までの審査は加盟団体の申請に基づき、本会段級制委員会が行う。
- 2 3級から3段までの審査は加盟団体または加盟団体の支部に加盟している個人の申請に基づき加盟団体長が認定し本会に届出する。
 - 3 4級から5級までの認定は認定会を開催するものとする。認定会の主催者となる資格のあるものは次の通りとし、審査は各加盟団体長が認めた認定員が加盟団体、加盟団体支部、加盟チーム、自治体等の求めに応じ或いは自主的に機会を作つて行うものとする。
 - 1) 本会
 - 2) 本会の加盟団体
 - 3) 加盟団体の区、郡、市、町、村支部(日学連、高体連、教職員連の場合はブロック県支部含む)、
 - 4) 本会上級公認コーチ、公認コーチ、スポーツ指導員
 - 5) 加盟団体を通じて本会に登録しているチーム
 - 4 認定基準は大会成績(戦績段位・戦績級位1級～3級)・貢献歴(名誉段位)・実技審査(4級～5級)のうちの一つ又は併用し別にこれを定める。

(審査料および登録料)

第4条 審査料(手数料)および登録料は以下の通りとする。

等級	(審査料)			(登録料)	
	料金	認定員 各チーム 手数料	加盟団 体支部 手数料	加盟団体 手数料	日卓登録 料含ワッ ペン送料
5級～4級	1,300円	300円	200円	200円	600円
	19歳未満の生徒 1,000円			19歳未満の生徒 300円	
3級～1級	1,500円			600円	900円
	19歳未満の生徒 1,200円			19歳未満の生徒 480円	19歳未満の生徒 720円
初段	10,000円 (19歳未満の生徒 4,000円) (大学生 6,000円)			40%	60%
2段	20,000円 (19歳未満の生徒 10,000円)				
3段	30,000円				
4段	40,000円				
5段	50,000円				
6段	60,000円				
7段	70,000円	} 戦績段位については贈呈			
8段	80,000円				
9段	90,000円				
10段	100,000円				

- 既に段位を取得している者は、認定段位との差額を本会あて納入すること。
 差額特例・高校生初段→高校生2段=6,000円
 高校生初段→高校生3段=16,000円
 大学生初段→大学生2段=10,000円
 大学生初段→大学生3段=20,000円
- 協会の発展に貢献し日本卓球の名声を高めた者に対し審査料を免除する場合がある。

(公認手続)

- 第5条 本会はあらかじめ認定証、バッジ、ワッペンを準備し1級～3級、段位者については決定後申請をしてきた加盟団体長宛に通知し登録料を受領したのち送付する。1級～3級および段位者はすべて本会に登録される。
- 2 5級～4級までは認定員の署名を付した申請カードとワッペンを送付する。認定は加盟団体長の認めた認定員の判断する時と場所で適宜行う。

(審査認定基準)

第6条 戦績段位の審査認定基準は以下の通りとする。

- 初段 (A)全日本選手権大会(一般・ジュニア・団体・マスターズ)、
(B)全日本社会人選手権大会、(C)全日本実業団選手権大会、
(D)国民体育大会、(E)全日本クラブ選手権大会(1部のみ)県代表又はこれに相応する戦歴を有する者
- 2段 上記(A)、(B)、(C)、(D)各大会該当年度2回勝った者、都道府県大会優勝者はこの資格を得る
- 3段 上記(A)、(B)、(C)、(D)各大会該当年度3～4回勝った者、ブロック大会優勝者はこの資格を得る
- 4段 上記(A)、(B)、(C)、(D)各大会該当年度5回勝った者又はこれに準ずる成績をあげた者はこの資格を得る
- 5段 上記(A)、(B)、(C)、(D)各大会入賞者および国際試合日本代表者
- 6段 上記(A)、(B)、(C)、(D)各大会優勝者および国際試合日本代表者
- 7段 全日本選手権大会(一般)個人戦優勝者
- 8段 アジア競技大会及びアジア選手権大会個人戦優勝者
- 9段 世界選手権大会個人戦優勝者
- 10段 オリンピック競技大会個人戦優勝者

※なお団体戦に於ける勝利回数は、チームの勝利回数をカウントするものとする。

7段以上については平成17年4月1日以降の実績に基づき贈呈段位とする

※平成元年度以降の上記(A)、(B)、(C)各大会出場者で、初出場者は初段、計3回出場者は2段、計5回出場者は3段を取得しなければならない。その場合の出場回数は(平成元年度以降の)同一大会ごとに計算する。

また(A)全日本選手権大会・一般単複及び(B)全日本社会人選手権大会・一般単複でベスト16に入った者は4段、ベスト4入賞者は5段を取得しなければならない。

但し、全日本選手権大会(マスターズ)の70歳以上の種目に出場する者は、最初に取得した段位のまま以降の大会に出場することが出来る。

2 名誉段位の審査認定基準は以下の通りとする。

- 初段 ① 役員歴（都道府県区郡市町村（協会連盟））（1年～2年）
② 加盟団体区郡市町村グループ等の指導者として活躍
③ 公認審判員資格取得者
- 2段 ① 役員歴（都道府県区郡市町村（協会連盟））（3年～4年）
② 加盟団体区郡市町村グループ等の指導者として活躍
③ 上級公認審判員資格取得者
④ 国際審判員資格取得者
- 3段 ① 役員歴（都道府県区郡市町村（協会連盟））（5年～6年）
② 加盟団体区郡市町村グループ等の指導者として活躍
③ 区郡市町村理事長、副理事長
④ 公認レフェリー資格取得者
- 4段 ① 役員歴（都道府県区郡市町村（協会連盟））（7年～8年）
② 加盟団体理事長、副理事長
③ 町村会長、副会長
- 5段 ① 役員歴（都道府県区郡市町村（協会連盟））（9年～10年）
② 区郡市会長、副会長
③ 国際試合監督、コーチ
- 6段 ① 役員歴（都道府県区郡市町村（協会連盟））（11年～14年）
② 都道府県会長、副会長
- 7段 都道府県会長、副会長および経験者で役員歴15年以上で本会の運営発展に貢献のあったもの（45才以上）
- 8段 ① 本会役員として本会の運営発展に貢献のあったもの
② 本会加盟団体の会長、副会長および経験者で本会の運営発展に貢献のあったもの（50才以上）
- 9段 本会会長、副会長および経験者で本会の運営発展に貢献のあったもの（55才以上）
- 10段 本会会長、副会長および経験者で本会の運営発展に貢献のあったもの（60才以上）

- 3 級位の審査認定基準は以下の通りとする。
- 1 級 全日本医歯薬学生卓球大会出場者
全国ろうあ者卓球選手権大会出場者
国際クラス別肢体不自由者卓球選手権大会出場者
FIDジャパン・チャンピオンシップ卓球大会出場者
全国青年大会卓球競技出場者
 - 2 級 全日本選手権大会（一般・ジュニア・団体）予選会出場者
全国レディースブロック大会出場者
全国中学校大会予選会出場者
全日本選手権大会（カデット）予選会出場者
 - 3 級 全日本選手権大会（ホープス・カブ・バンビ）予選会出場者
全国ホープス選抜大会予選会出場者
 - 4 級 5回の試技にて40球（一往復を一球と数える）続けられること。
選択する技はフォアハンドロング、バックハンドショート、つ
つつき、フォアハンドカット、バックハンドカットのいずれか
2つを40球続けること。
 - 5 級 打法を問わず20球続けることができる。相手は任意（ロボット
マシンも可）とする。指導員がエラーした場合は試技をやり直
す。指導員とでなく自分達同士の判定員の見ている前で行った
ものも有効。

- 附 則 この規程は平成24年3月10日制定、平成24年4月1日より施行する。
- 2 この規程は平成25年6月8日一部改訂、平成26年4月1日より施行す
る。